

令和3年度 授業料免除・徴収猶予の出願要項 【留学生】

後期【従来制度】

制度の趣旨

本制度は、「経済的に困難でかつ学業優秀と認められる者」、「主たる学資負担者が死亡、又は本人若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる者」及び新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響により家計が急変し、授業料納付が困難と認められる者などについて、納付すべき授業料の全額又は一部を免除、あるいは徴収猶予し、修学を支援するためのものです。

制度の趣旨を十分、理解した上で申請してください。

申請手続

受付期間	9月29日(水)～10月5日(火) (ただし、土日除く。)
受付時間	8:30～17:00(ただし、12:30～13:30を除く。)
受付場所	学生課 ①番窓口

- ・原則、学生本人が窓口持参により申請してください。
- ・特別な理由により、上記期日までに学生本人が申請できない場合は、必ず事前に学生課へ連絡してください。
- ・事前に連絡が無く、期間中に申請しない場合は、いかなる理由であっても一切申請を受け付けません。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響等により、受付期間及び方法等に変更がある場合は、大学HPに掲載します。

注意事項

- ・選考は家計基準及び学力基準に基づいて行います。
(新型コロナウイルス感染症の影響による申請の場合は、家計基準のみで選考を行います。)
申請しても授業料免除及び徴収猶予が許可されるとは限りません。
不許可の場合に備え、納入の準備を行っておいてください。
- ・授業料免除及び徴収猶予の申請者は、選考の結果が通知されるまで授業料の徴収が猶予されます。
- ・住民票謄本、所得を証明する書類等へのマイナンバー(個人番号)の記載は不要です。
記載されている場合は、該当部分を墨塗り等により判読できないようにして、提出してください。
- ・記入の際は黒のペン又はボールペン(消せるボールペンは不可)を使用してください。
訂正する場合は修正液等を使わず、二重線を引き、訂正してください。
※訂正印は不要です。
- ・申請を取り下げる場合は、速やかに学生課奨学・就職支援グループまで申し出てください。
- ・申請書類の記入事項確認のため、申請受付後に追加書類を依頼したり、事情をお聞きしたりすることがあります。
- ・不明な点は、申請書類提出日までに余裕をもって学生課奨学・就職支援グループへ問い合わせてください。

《問い合わせ先》 京都教育大学 学生課奨学・就職支援グループ(①番窓口)
受付時間:8:30～17:00(12:30～13:30を除く。)
電話番号:075(644)8165
※問い合わせ等は、申請者(学生)本人が行ってください。

京都教育大学

1. 授業料免除申請の対象者

別紙「申請対象条件一覧表」の対象条件において、B区分又はC区分いずれかに該当する者が対象です。
B-2区分で申請を予定されている方は、申請前に学生課①番窓口までご相談ください。

2. 提出書類

提出が必要な書類は以下の3種類です。

- **全員が必要な書類**
- **<B区分(新型コロナウイルス感染症対応制度に関する事項)に該当し、申請をする者>
新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減の影響があった主たる学資負担者の書類**
- **日本に居住している家族がいる場合に提出する書類**

- ①【必要書類確認表】にて提出書類を確認の上、不備のないように書類を取り揃えて提出してください。
- ②提出時に書類の記載内容について説明を求められることがありますので、申請者本人はその内容を熟知しておいてください。
- ③**必要な書類が未提出の場合は、選考の対象から除外することがあります。**
ただし、提出時点で未発行の書類(兄弟姉妹の学生証等)があるなど、やむを得ない事情により、提出日に必要な書類をすべて準備できない場合は、提出の際にその旨を伝えるとともに、発行され次第、速やかに学生課(①番窓口)まで提出してください。
- ④選考のための内容確認、提出書類の不備、補足として追加資料の提出が必要な場合には、電話・LiveCampus(メール)等で連絡をすることがありますので、速やかに対応してください。
- ⑤主たる学資負担者(本人の学資を主として負担している者)とは、父母等が日本に居住していない場合は、本人又は配偶者のうち前年(1月～12月)の収入金額が多い(多かった)者です。
 ※父母等が日本に居住している場合は父母うち、前年(1月～12月)の収入金額が多い(多かった)者。

3. 授業料免除・徴収猶予の対象者の選考

■家計基準(年間収入及び年間所得額上限(目安))

【大学院(留学生)】		本人 通学区分	一部免除 上限参考額 (単位:万円)	
			給与所得者	給与所得者 以外 (事業所得等)
1人	本人 単身生活者	自宅	381	205
2人	本人/配偶者(有職者)	自宅	535	313

- ※①この上限額は申請する際の目安として参考にしてください。
- ②**年間収入及び所得が上限参考額内であっても、選考の結果、不許可となる場合があります。**
- ③給与所得者の年間収入(所得)額について
 - 【B区分で申請した場合】
 - <主たる学資負担者の収入(所得)額>
 - ・給与所得者の場合、給与明細等の「支払金額(控除前)」直近3ヶ月(令和3年6月～8月)分の4倍に年間賞与額(令和3年度)を合計した金額です。
 - ・給与所得者以外の場合、売上額直近3ヶ月(令和3年6月～8月)分から必要経費(令和3年6月～8月)を差し引き、4倍した金額です。
 - <主たる学資負担者以外の収入(所得)額>
 - ・給与所得者の場合、令和2年分源泉徴収票の「支払金額(控除前)」です。
 - ・給与所得以外の場合、収入・売上額から必要経費を引いた後の所得額(営業のみの場合、確定申告書等の「所得金額」の合計)です。
 - 【C区分で申請した場合】
 - ・「給与所得」の収入(所得)額は、令和2年分源泉徴収票の「支払金額(控除前)」です。
 - ・「給与所得以外」の収入(所得)額は収入・売上額から必要経費を引いた後の所得額(営業のみの場合、確定申告書等の「所得金額」の合計)です。
- ④収入の種類が複数ある場合は、合計した所得額となります。
- ⑤家族に障害者、長期療養者がいる等の場合は、所得額から一定額を控除して計算します。

■学業優秀と認められる学力基準は、次に該当する者 ※B区分で申請した場合は、学力基準はありません。

①②両方の条件を充たすこと。

①前期までの修得単位数(学部開設授業科目を除く)〔合〕・〔認定〕を算入)

1年次	8単位以上 ※本人の属する専攻課程を正規の修業年限で修了見込みの者
2年次	20単位以上 ※本人の属する専攻課程を正規の修業年限で修了見込みの者

②学業成績(学部開設授業科目を除く)：〔合〕・〔認定〕を算入せず、修得した単位のうち、「秀」を4、「優」を3、「良」を2、「可」を1 にそれぞれ換算し、**1単位あたりの平均値が3.0以上の者**(小数点第二位を四捨五入)

※学力基準外の者が申請しても免除にはなりませんのでご注意ください。

4. 授業料免除の額について

- B区分で許可した場合の授業料免除の額は、その期に納付すべき授業料の全額又は半額です。
- B区分以外で許可した場合の授業料免除の額は、その期に納付すべき授業料の全額又は一部です。
- 選考は各期(前期・後期)に行います。今期許可された場合でも、そのまま引き続いての免除は受けられませんので、次期も免除を希望する者は、あらためて申請してください。
- 長期履修学生の大学院生が、修業年限の短縮を申請し許可された場合、年度を繰り上げて納めることとなる授業料は、免除対象となりません。

5. 授業料免除・徴収猶予の可否について

- 授業料免除及び徴収猶予の可否については選考の上、決定次第、LiveCampusに登録した本人住所宛に通知文書を発送します。(12月初旬予定)
- LiveCampusの本人住所について、必ず最新のものであることを確認しておいてください。
- 免除及び徴収猶予の申請をした者は、その可否が決定するまで授業料の徴収が猶予されますので、選考結果の通知があるまで授業料は納付しないでください。

6. その他

- B区分で申請した者が、申請対象者の要件を満たさなかった場合は、C-1区分で審査を行います。
- 故意に記入すべき事が書かれていなかった時、必要な証明書が提出されない等の不備がある時は、選考から除外します。
- 虚偽の事実が判明した場合には、免除許可決定後であっても許可を取り消し、授業料を徴収します。
- 提出された書類は、授業料免除及び徴収猶予の審査とそれに係る手続に使用し、他の目的には使用しません。

【必要書類確認表】

源泉徴収票等の前期分出願書類の再使用を希望する方は、「令和3年度前期分授業料免除及び徴収猶予願に添付した書類の使用について」(R様式④)を提出してください。

■全員が必要な書類

提出書類
授業料免除及び徴収猶予願チェックシート(R様式①)
授業料免除及び徴収猶予願(R様式②)
家庭調書(B区分申請の場合:「R様式③コロナ対応」 C区分申請の場合:「R様式③」)
就業状況証明書・申立書(様式H) ※アルバイトをしていない場合は、「□無」にチェックをして提出。

■新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減の影響があった主たる学資負担者の書類

提出書類		該当に○をつける
申請区分	【B-1】 公的支援の受給証明書を提出する場合	日本国や日本の地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援の受給証明書
	【B-2】 収入減少後の所得が昨年度の所得と比較し1/2以下となっている場合	令和2年1月～令和2年12月の1年間の収入がわかるもの(令和2年分源泉徴収票、確定申告書、「収入状況証明書・申立書」(様式A)に前年(令和2年1月～令和2年12月)分の収入を記入したものなど)
所得の種類	給与所得者	①給与年間見込額計算書(様式イ) ②令和3年6月～8月分の給与明細(写) ①、②両方提出
	給与所得者以外(事業等)	①所得金額計算書(様式ロ) ②令和3年6月～8月分の売上及び必要経費がわかる帳簿(写) ①、②両方提出

■日本に居住している家族がいる場合に提出する書類

※書類が重複する場合は、1部で可

【所得を証明する書類】 ※日本に居住する家族全員分(就学者を除く)

世帯の状況	提出書類	該当に○をつける
給与所得者 ※パート等の非正規雇用者を含む ※就学者のアルバイト収入分は提出不要	令和2年1月以降 勤務先変更なし	■会社員・公務員等 ・令和2年分の確定申告をされた方 令和2年分確定申告書控(第一表・第二表)(写) ・令和2年分の確定申告をされていない方 令和2年分源泉徴収票(写) ※複数ある場合は全ての源泉徴収票を提出 ■源泉徴収票の無い有職者(パート・アルバイト等) 「収入状況証明書・申立書」(様式A) ①給与明細の写し(賞与含む)と、賞与等の支給について記載のある労働条件通知書又は就業規則を添付する。 ②勤務先が「支払者の証明」欄を記入する。 ①、②いずれかの方法で証明してください。
	令和2年1月以降 新規採用・勤務先変更あり	「収入状況証明書・申立書」(様式A) ①給与明細の写し(賞与含む)と、賞与等の支給について記載のある労働条件通知書又は就業規則を添付する。 ②勤務先が「支払者の証明」欄を記入する。 ①、②いずれかの方法で証明してください。
令和3年10月以降 就職者	「収入状況証明書・申立書」(様式A) 会社員は「労働条件通知書」の写し、公務員等は号俸のわかる書類など、年間の金額が算出できるもの(賞与含む。)を添付してください。	

世帯の状況		提出書類	該当に○をつける
給与所得者以外 (事業者等)	個人事業主 自営業・農業等 不動産等収入	令和2年分確定申告書(第一表・第二表)(写)	
	外交員収入	令和2年分確定申告書(第一表・第二表)(写)又は 報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書(写)	
就学者と就学年齢に 達していない者以外 の家族全員分		市区町村役場発行の「令和3年度課税証明書」【原本】 ※所得がない家族についても課税証明書(又は非課税証明 書)を提出してください。 (課税されていない旨(“所得0円”・“課税なし”等の証明が必要 です。)) ※所得金額・課税額・控除の内訳を含む、全項目証明を提出して ください。	

【該当者のみ提出する書類】 ※日本に居住する家族について記入

世帯の状況		提出書類	該当に○をつける
就学生 (高校生以上) ※夫・妻を含む	【国立】大学生・大学院 生・高等専門学校4,5 年次生	「在学及び授業料免除状況証明書」(様式 I) 所属学校に記入を依頼し全員提出 ※申請無し、不許可の場合も提出 ※令和3年10月1日現在の在学(予定)校	
	上記以外	在学証明書又は学生証の写し ※令和3年10月1日現在の在学(予定)校 ※在学期間がわかる部分の写しも提出 ※在学証明書は各学校の様式で可	
障害者関係		下記①～④のうち該当するものの写しを提出 ①身体障害者手帳 ②療育手帳 ③介護保険被保険者証(要介護3以上) ④精神障害者保健福祉手帳	
長期療養者	現在、6ヶ月以上に わたる期間、療養中 の者又は、療養を必 要と認められる者が ある場合	高額療養費払戻し なし	「長期療養者の証明書・申立書」 (様式E)
		高額療養費払戻し あり	①「長期療養者の証明書・申立書」(様式E) ②高額療養費の払戻し額を証明するもの ①、②両方提出
風水害等による被災者		①り災証明書 ※被害の状況・金額がわかるもの ②被災者生活再建支援金の支給、税や保険料の 減免など公的支援の金額がわかるもの ③保険、損害賠償等による補てん金額がわかるもの	

※ 長期療養者とは

現在、6ヶ月以上にわたる期間、療養中の者又は療養を必要と認められる者を指す。

☆その他

- 提出書類は、一部を除き必ず最新のものを出してください。
- ※住民票謄本、課税証明書は申請前3ヶ月以内に発行された原本を出してください。
- 最新の課税証明書と最新の源泉徴収票及び確定申告書では、証明する期間が異なる場合がありますが、そのまま提出してください。
- 一旦、提出された書類は返却することはできませんので、あらかじめご了承ください。

[提出書類記入要領]

1. 授業料免除及び徴収猶予願

記入にあたっては本要項を熟読し、申請者本人が記入してください。
不備があれば申請できない又は選考の対象から除外される場合があります。
「□」の欄は該当する箇所に「✓」を付けてください。

- ①「授業料免除及び徴収猶予の申請区分」欄について
申請対象条件一覧表から該当する申請区分(例:C-1)を記入してください。
※B区分又はC区分、いずれか記入
- ②「休学・留学等特記事項」欄
休学および留学等がある場合は、期間等を記入してください。
- ③「授業料免除及び徴収猶予の申請理由」欄について
授業料免除及び徴収猶予の申請に至った理由を具体的に記入してください。
具体的な記入が無い場合は、選考の対象から除外される場合があります。

2. 家庭調書

①「家族状況・所得の種類」欄

- 日本と出身国にいる家族全員の氏名・年齢を、就学者以外の家族と就学者に分けて記入してください。

【就学者以外】欄

- 日本に居住している家族(就学者を除く)について、前年の所得の種類と金額を、所得の種類別に記入してください。申請者本人は記入不要です。
 - ・無職の場合は所得の種類欄に「無職」と記入してください。
 - ・就学者と就学年齢に達していない者を除き、日本に居住している家族全員について、所得を証明する書類と、市区町村が発行する「令和2年度(令和元年度分所得)課税証明書」の添付が必要です。

【就学者】欄

- 日本に居住している申請者本人以外の就学者(夫・妻を含む)について、令和3年10月1日現在の在学(予定)校の設置区分(国立・公立・私立)、学校区分に○を付けて学校名、学年を記入し、通学区分に○を付けてください。
 - ※国立大学生・大学院生・高等専門学校4, 5年次生は、「在学及び授業料免除状況証明書」(様式I)を所属学校(令和3年10月1日現在の在学(予定)校)に記入を依頼し、提出してください。
 - 申請無し、不許可の場合も提出してください。
 - その他の就学者は在学先の「在学証明書」か学生証(写)を添付してください。なお学生証には有効期限の記載が必要です。裏面に有効期限の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。
 - 令和3年10月以降入学予定で手続き時に添付できない場合は、入学後、早急に提出してください。

②「家計状況」欄

- 日本に居住する家族がいる場合は、申請者本人を含めた家族の収支について記入する。
- 家族数を記入し、平均的な一ヶ月の収入と支出について月額を記入してください。
 - ※「就業状況証明書・申立書(申請者用)」(様式H)を提出してください。

【奨学金 その他】

- 給付型奨学金の名称、月額を記入してください。
 - ※証明書類(写)を添付してください。なお、証明書類には金額・受給期間の記載が必要です。
 - ※現在受給中又は、令和3年10月以降に受給予定の給付型奨学金について記入してください。

③「家庭事情」欄

本人及び日本に居住している家族について、該当していれば記入し、証明となる書類を添付してください。

【障害者等のいる世帯】(心身に障害のある者がいる世帯)

- 続柄を記入し、該当の□に✓を付してあわせて該当書類(身体障害者手帳、療育手帳、介護保険被保険者証(要介護3以上)、精神障害者保健福祉手帳のうち該当するものの写し)を提出してください。

【長期療養者がいる世帯】(家族に現在まで6ヶ月以上にわたる期間療養中、又は療養を必要と認められる者がいる世帯)

- 続柄・診療開始日・傷病名を記入し該当する療養状態に✓を付けてください。
 - 「長期療養者の証明書・申立書」(様式E)に必要事項を記入し、支出の証明となる領収書(写)と給付(払戻し)がある場合はその証明書(写)を添付してください。
 - ※必要に応じて診断書等の提出を求めることがあります。

【風水害等によるり災】

- り災した年月、必要事項を記入し、「り災証明書」(被害の状況・金額がわかるもの)を添付してください。
 - ※公的支援、保険等による補てんがある場合には、その金額がわかる書類も添付してください。